# 平成30年教育委員会第8回定例会会議録

開会日時平成30年8月10日午前10時00分閉会日時同上午前11時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 齋藤 初夫

委員塚本 亨

委員天宮久嘉

委 員 日 髙 芳 一

委 員 大 里 豊 子

加納 清幸

#### 議場出席委員

•教 育 次 長 杉立 敏也 駒井 亜子 学校教育担当部長 •教育総務課長 鈴木 雄祐 •学校施設課長 若林 繁 • 学校施設整備担当課長 杉谷 洋一 • 学 務 課 長 神長 康夫 ・指 導 室 長 須子 賢一 • 学校教育支援担当課長 和田 栄治

·統括指導主事 塩尻 浩 ·統括指導主事 大川 千章

· 地域教育課長 山崎 淳 · 放課後支援課長 生井沢 良範

・生涯スポーツ課長

倉地 儀雄

·中央図書館長 鈴木 誠

#### 書記

• 生涯学習課長

・教育企画係長 冨澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 <u>教育長 塩 澤 雄 一</u> <u>委 員 齋 藤 初 夫</u> <u>委 員 塚 本 亨</u> 以上の委員 3 名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

**○教育長** おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまより平成 30 年教育委員会第8回定例会を開会いたします。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。まず本日、41名の傍聴の申し出がありました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項本文の規定により、傍聴人の定員は10名となっておりますが、会場スペースを考慮し、同項ただし書きの規定により定員を20名に変更した上で、同条第2項の規定により抽選をして、20名まで傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは傍聴を許可することにいたします。では傍聴人の入室を許可し、事務局、 傍聴人を呼んでください。

#### (傍聴人 入場)

○教育長 それでは傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、 傍聴人は次のことを守ってください。傍聴人は委員会の中で発言はできません。傍聴人は静粛 を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはやめてください。傍聴人 は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。傍 聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないようにしてください。なお、傍聴人がこれ らの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこともありますので、よろしくお願 いします。

それでは、本日の議事日程に入ります。本日は議案が1件、そして報告事項が1件となって おります。

それでは、議事に入ります。議案第37号「平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の 採択について」上程いたします。

指導室長。

**〇指導室長** 議案第37号「平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」ご 説明いたします。

提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 13条の規定に基づきまして、平成31年度使用の義務教育諸学校の教科用図書を採択する必要 がありますので、本案を提出するものでございます。

今年度は平成31年度より使用いたします、中学校教科用図書「特別の教科 道徳」についての採択の年に当たります。参考資料、中学校用教科書目録からご審議いただき、採択の決定をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 議案第37号「平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」審議

に入ります。7月 11 日に葛飾区中学校教科用図書「特別の教科 道徳」検討委員会から平成31 年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」調査・研究報告書が教育委員会に提出されました。これらのものを踏まえまして、本日の教育委員会では、国の検定を受けた教科用図書の中から、本区で使用する教科用図書を採択していくことになります。

それでは、採択の審議に移らせていただきます。「特別の教科 道徳」の教科書の採択について事務局から補足がありますか。

指導室長。

**○指導室長** 「特別の教科 道徳」につきましては、中学校としては今回が初めての教科用図書採択となります。これまで道徳については学校ごとに副読本という形で教材を選択し、資料として学習の中で扱っておりましたが、中学校においては平成31年度から「特別の教科」となるに当たりまして、教科用図書が配本されることになりました。

以上でございます。

○教育長 それでは、私のほうから、まず全体にかかわることについて述べさせていただきます。小学校に続き、中学校で「特別の教科 道徳」となります。新学習指導要領において、中学校は平成32年度から実施することになりますが、道徳については平成27年3月27日付け学校教育法施行規則の一部を改正する告示及び中学校学習指導要領の一部を改正する告示により、平成31年度から実施することになります。道徳は、これまで教科として扱ってはおりませんでしたけれども、今回、教科化に伴い中学校では今回初めて教科書採択をすることになります。

検定教科書については、各社とも学習指導要領の目標を踏まえるとともに、内容項目についても全て網羅されています。言うまでもなく、教育基本法は平和で民主的な国家の形成者を育てるとあるとおり、道徳においても多様な考えを受け入れる中で、しっかりと自分の考えを確立することが民主主義の基本であると考えております。いじめ問題もこのような多様な考え方を受け入れないということで、狭い考え方で起こるものだと私も考えております。

これらの子どもたちが多様な考え方に触れて、それを受け入れるとともに、自分の考えをしっかり持たせていくことが大切です。特にいじめ防止については、本区にとって大変重要だと受けとめておりますので、その辺も一つ大きな観点において選んでいきたい。それからもうつ、今回の道徳は、考え、議論する道徳ということが学習指導要領、文科省のほうでも強く打ち出されておりますので、そういう意味で、多角的な道徳的価値観に触れ、多面的な考えることができる教科書というのを選んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

初めに、検討委員会で話題となった内容と一般展示の状況について、事務局のほうから報告をお願いします。

指導室長。

**〇指導室長** 検討委員会は、調査委員会からの調査・研究の報告を受け、さらに教科用図書の内容について検討する組織でございます。調査委員会は教科用図書の内容について研究するとともに、各学校からの意見などの報告内容も検討した上で、検討委員会に報告しております。

検討委員会では、いじめの問題を初めとする今日的教育課題の取り上げ方、教科書の扱い方 について、委員それぞれのお立場から熱心な検討が行われました。

結果につきましては、報告書として既にごらんいただいております。特に学識経験者からは 道徳が教科化され、考え、議論する道徳になるということで、子どもが主体的に考え、深い学 びにつなげていくように、各社とも編集されているとのご意見をいただきました。

一般展示につきましては、総合教育センターと中央図書館の2カ所で区民を対象に6月1日から7月4日まで教科書展示を行いました。閲覧者数は77名となっております。そこで記入された意見等につきましては、既に教育委員の皆様にごらんいただいております。

以上でございます。

**〇教育長** ありがとうございました。それでは今の報告等を踏まえて、それぞれのご意見を聞かせていただければと思いますが、よろしくお願いします。

塚本委員。

**○塚本委員** 私は教材というところに着目いたしまして、ただいまの指導室長が、あるいは教育長の報告にございましたように、いじめあるいは人権、SNS、情報社会への対応があるといったような現代的、なおかつ、今日的な課題について、多様な教材を扱っている教科書が望ましいと思っております。

以上です。

- **○教育長** ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。 日髙委員。
- ○日高委員 いじめの問題でありますけれども、特にいじめの問題については、生徒自身がいじめと向き合い、いじめは絶対に許されないということを学べる教科書が望ましいと思います。 3年間で扱ういじめに関する教材の数でいうと、光村図書、日本文教出版、東京書籍の順で多く扱っているように思います。
- ○教育長 ありがとございました。いかがでしょうか。 天宮委員。
- **○天宮委員** 私、ICTの活用について考えながら読んでいたのですけれども、日本文教出版 は動画や画像ですね。あとはいろいろなデジタルコンテンツの導入で活用できるようになって おりました。東京書籍はデジタルコンテンツマークというのをつけて、それもICTを活用し やすいようにできているなと思いました。
- ○教育長 ありがとうございます。いかがですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 生徒の読みやすさという観点で言いますと、多少濃淡はありますが、どの教科書もカラーユニバーサルデザインに対応していることがわかります。全ての教科書が色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすく配慮されていました。

別の視点ですけれども、教育長のお話にありました、考え、議論する道徳授業においては、 生徒が話し合う場面が多く持たれることが大事だと思います。そのためには、教材の文書が余 り長過ぎないほうがいいと考えています。その点、東京書籍、教育出版は文書の長さが適切で あると感じました。

○教育長 いかがですか。

大里委員。

○大里委員 私は教材の扱いというか内容についてですけれども、昨年、小学校の道徳の教科書では同じ教材でも、扱いの違いのあるものがありましたが、中学校ではそのような違いはないと思いました。8社の中では、光村図書出版が中学校生活と合った内容の教材を配列しているという印象を持ちました。光村図書出版は1年間を四つの学習の大きなまとまりに分けており、前の教材から次の教材へのつながりが感じられるところもありました。また、日本文教出版が1年生の一番初めにキャプテン翼の作者である高橋陽一氏を取り上げていまして、本区ゆかりの人物ということで、生徒に非常に身近に感じられるのでないかと思いました。

**〇教育長** ありがとうございます。

各社ともそれぞれ、編集方針に特徴があって、一つでは日本教科書なのですけれども、内容・項目ごとにまとめてあるのですね。要するに、学校の主体的なカリキュラムマネジメントということを今、言われているのだけど、それを生かそうというような考え方で編集しているというか、そういうような考え方をしている教科書もあるということですが、そのあたりはどうですかね。

天宮委員。

**○天宮委員** まず、そもそもの教材の配列から考えて授業を行うというのは、やはり現場の教職員にとっては大変なのではないかなと思います。

**〇教育長** 任せてしまうというのはね。

そのほかいかがですか。

塚本委員。

**○塚本委員** 今、天宮委員がおっしゃったのですが、教材配列というのが1点と「特別の教科道徳」という問題こそ、それなりに評価をしていかなければならないと思うのですね。そうなりますと、道徳に関してはほかの教科と異なって数値化をしないで、どのように評価するのか、 先生方が困らないような教科書を採択したいなと思いました。 ○教育長 評価という観点ね。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 考え、議論する時間を重要視することが大事だと考えると、授業の時間の中で、評価する欄が毎時間ありますと、書くこと、埋めることにその時間をとられることになりかねないと考えます。また分冊以外に学期ごとに評価できる記述欄で十分ではないかと思いますけれども、そういう意味では東京書籍と学校図書と教育出版が学期ごとの評価をできるようにしています。通知表には、毎学期記述されることを考えると、学期ごとに振り返りを行える記述欄があるのは、教員にとっても使いやすいのではないかと思います。

**〇教育長** 日髙委員。

**〇日高委員** ちょっともとに戻りますね。先ほど評価の話が出されました。評価について考えてみますと、大切なことは授業における生徒の記述をどのように継続的に把握し、しかも指導に生かすか。あるいは生徒の成長につなげるかということが大事だと思います。その観点で見ると、教科書は大きく三つに分かれます。まずは分冊された道徳ノートに記述をする。次に教科書内にある記述欄に書く。最後は記述欄がないという三つに分かれるような気がいたします。

**〇教育長** よろしいですか。

日髙委員。

**〇日高委員** 私は、その授業で考えたことを記録しておくということは、自分の成長を振り返る意味でも、大変大切なことではないかなと思います。分冊ではなくても、教材ごとに記述できる欄を設けている東京書籍、学校図書、光村図書がいいと感じます。

**○教育長** 今、評価という観点が、これからの道徳は評価という観点が入ってくるわけですけれども、分冊という意見がありました。日本文教出版とそれから廣済堂あかつきの2社は教科書の中に1冊、分冊を入れているのですね。あわせて教科書によっては教科書の中に記述欄がある。そういうのが全くないもの、3種類に分けられるのですが、この辺について何かご意見ございますか。

天宮委員。

- **○天宮委員** まず、分冊というのは、やはり教科書に加えて、さらにノートもあるわけですから、かなりの分量になってしまうのではないかと思っております。
- ○教育長 分量ということですね。そのほかいかがでしょうか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 先ほどちょっと触れましたけれども、分冊を使って授業をやることで、教員、保護者、生徒のそれぞれが負担になると思います。字を書くことが授業の中心になりかねないと考えますので、分冊は本区に余り向かないのではないかと考えております。

**○教育長** 恐らく学校の授業では、原則として一つの話を1時間で扱うということになると思うのですけれども、分冊まで果たして指導時間の中で扱えるかなというのが、私もちょっと疑問に思うところがあるのですね。確かに廣済堂あかつきの分冊なんか見ると、内容的にはかなりいいものということはわかるのだけれども、その辺ノートが埋まってないと、保護者はちゃんとやってくれたのと不安になったりすることもあるので、分冊というのは本区にとってはちょっときついかなということを考えますね。

いかがですか。

大里委員。

○大里委員 廣済堂あかつきについてなのですけれども、私も分冊のほうを先にぱらぱらと見ました。そのときに中学生ですので、これくらいの分量は書くことができるのではないかなと思いましたが、よく見ましたらば、分冊の左側のページが記述欄になっていまして、右側のページにもまた読む部分があるので、教科書とここもまた読む部分があるということで、分量的には多いかなと。そして教科書のほうを見ましたら、教科書にも教材ごとに問いかけが、「考える・話し合う」でしたか、問いかけがありまして、そして分冊ノートと教科書が、記述するページが対応してないといいますか、テーマごとにはなっているのですが。そう考えてくると少し扱いにくいのかなという印象は持ちました。教科書とノートとそれだけのものを1時間の授業で行うには、少し時間が足りないのではないかなというふうにも感じました。

**〇教育長** そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

- **○天宮委員** まずは、日本教科書ですけれども。ノート、先ほども言いましたようにノートや ワークシートを準備する必要が出てきますので、教員にとっては同じように負担に感じるので はないかなと思いました。
- **〇教育長** 何にもないというのはね。
- **○天宮委員** もう一つ、教育出版なのですけれども、巻末に心かがやき度というページがありまして、教材に感想を記していきます。学研教育みらいについては、全てではありませんが、教材により記述欄というのを設けてあります。
- ○教育長 今、お話を聞いていると、分冊は扱いにくいというような意見が多かったかなと思います。ということで、日本文教出版と廣済堂あかつきについては、検討から外すということでよろしいでしょうか。

一方、今度はないという点では、生徒がそのために道徳のノートとか、ワークシートとか、 教員のほうで準備しなくてはならないということも一つ大変なのかなということで、日本教科 書についても検討から外すということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、この3社については検討から外すということで、残り東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、学研教育みらいの5社について、検討を進めていきたいと思います。 引き続きご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 日髙委員。

- **〇日高委員** まずは新学習指導要領でありますけれども、ここでは考え、議論する道徳への改訂と言われています。先ほど、教育長も本区のこれからの道徳科の授業でも、考え、議論する道徳の大切さに触れておられました。他教科で行っている、言語活動の充実を道徳でも取り組もうとするというものであります。その視点で、各社の取り扱っている単元。それぞれの考え、視点の数に注目をしました。考える視点の数は一つから四つの教科書会社によって、差が見られましたが、この点ではいかがでしょうか。
- ○教育長 発問項目というかその部分ですね。いかがですか。天宮委員。
- ○天宮委員 まず、学研教育みらいなのですけれども、考える視点というものが、教材の中に 公正・公平・社会正義という内容項目にないので、やはり授業づくりに難しさがあるのではな いかなと感じました。

次に、学校図書なのですけれども、学びに向かうためにというところで、考える視点を三つ示しています。教育出版も学びの道しるべとしまして、三つの考える視点を示しておりました。 授業中に話し合うためには、その考える視点というのは三つぐらいがいいのではないかなと思います。

**〇教育長** 考える視点ね。いかがでしょうか。

 大里委員。

○大里委員 そのような意味で考えますと、光村図書出版が教材ごとに、始めに「考える観点」というのが三つ出ていまして、次に、「見方を変えて」、さらに「つなげよう」と流れていくのですね。この流れがすごくよいと思ったのですけれども、考える視点が多いというところで見ると、そこが難点になるかなとも思います。設問、問いかけの文自体も多少長いかなと感じました。

○教育長 問いかけもね。

私が考えたのは東京書籍なのですけれども、東京書籍は「考えてみよう」といういい方で視点を二つから三つ示しているのですね。一つの視点は、教材から考える視点。もう一つは自分ということを振り返って考える視点という視点を明確にしているという点では、特徴的かなと思いました。

いかがですかね。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 これからの道徳は授業の中で、考える、議論する場面が設定されるわけですけれども、教材の文書が長いと読んで、理解するだけで授業時間が多く使われてしまうと思います。 東京書籍と教育出版は文書の長さが適切ですし、行間もある程度あり、読みやすくなっていました。また教材数も付録を除きまして30ということで、年間のスケジュールを考えると、取り組みやすいのかなと思いました。それから、学校行事との関連で、非常に扱いもありまして、学校生活の流れとか、そういうものに非常にあっている面も東京書籍と教育出版には見られました。
- ○教育長 ありがとうございました。
  塚本委員。
- **○塚本委員** 今、各委員からいわゆる教材と設問の文書の問題等のご意見いただいたのですが、 私が拝見したところでは、学研教育みらいの教材はちょっと文書が長くて、教科書として使い こなせるかどうかという心配が1点ございました。他方の東京書籍では、先ほどおっしゃった ように、役割演技や多様な活動を取り入れること。また議論する場面を取り入れる工夫として、 教材の文書が余り長くなくて、いいのかなという感じがしました。
- **〇教育長** ありがとうございます。

今、いろいろ意見を聞いている中で、本区では葛飾教師の授業スタンダードを推進している わけですけれども、その辺の視点から見て、いかがですかね。各社の扱い。何かご意見があっ たら、その点をお聞かせください。

日髙委員。

- **〇日高委員** 葛飾の教師の授業スタンダード。これは大変重点的に扱われてきておりますけれども、教育出版は教材の冒頭に狙い、それから目当てとなるような考える視点が示されております。よって葛飾教師のスタンダードのねらい・めあてにつながり、授業が行いやすいように感じます。
- **〇教育長** 大里委員。
- **○大里委員** ねらい・めあてに関しましては、光村図書出版は学びのテーマというのが示されていまして、明確になっていると思います。
- **〇教育長** 光村ですね。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 ねらい・めあてについて見ますと、学研教育みらいでは、それにつながる記載はありませんでした。
- **〇教育長** そこはなかったということ。いかがでしょうか。 塚本委員。
- **〇塚本委員** 各委員からも出てなかったのですが、学校図書に関してなのですけれども、各教

材の最後に学びに向かうためにという項目が置かれておりまして、意見交換をするための投げかけがございます。この意見交換は葛飾教師の授業スタンダードの主体的な活動につながるのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

## **〇教育長** 天宮委員。

**○天宮委員** 東京書籍についてなのですけれども、教材の初めに投げかけの言葉を記しておりまして、これがねらい・めあてにつながるのではないかなと思いました。また巻末の付録にホワイトボード用紙というものがついておりまして、これは主体的な活動の一つである話し合い、または議論というのに活用できるのではないかなと思いました。

○教育長 ありがとうございます。これまでの議論をまとめていきたいと思うのですけれども、今回の道徳の採択では、考え、議論する道徳というのを重視していこうということで、今の話の中では考える視点ということで、二つから三つが適当ではないかという点が多かったように思います。それから、教材文が長いというのは、考える時間とか、授業展開の中でそういう時間をとるという点では、やっぱり余り長過ぎないほうがいいということも皆さんの意見の中にあったように思います。それと、葛飾授業スタンダードという視点も考え、議論する道徳の中では大事だというところも一つポイントになってきたかなということで、今、考える視点が余り多過ぎないほうがいい。それから文書が長過ぎないほうがいいということで、今のお話を聞いてみると、光村図書と学研教育みらいについては、これにちょっと当てはまらないなというところで、検討の対象から外すということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしということですので、今、候補に残っているのは、東京書籍、それから学校図書、教育出版と、この3社になります。この3社に絞ってご意見をそれぞれ聞いていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

天宮委員。

**○天宮委員** 昨年、小学校の道徳の採決の際に、道徳の教科書を読ませていただいたのですけども、東京書籍についてなのですけど、小学校の道徳とのつながりというのを意識しているのではないかと思います。具体的に言いますと、教科書教材の「はしのうえのおおかみ」というのが掲載されているのですけれども、これは小学校の低学年で学習した「はしのうえのおおかみ」というのを中学校でもう一度学習することで、考え方や感じ方の成長というのかな、そういうのを実感できるのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。いかがでしょうか。 大里委員。

**○大里委員** 東京書籍では、「銀のしょく台」という教材も小学校の道徳の教科書で扱ってい

たのですけど、中学校でも教材として載っています。小学校では「銀のしょく台」は『レ・ミゼラブル』の前半に出てくるお話なのですが、中学校では後半のほうの話が載っていましたので、そのあたりに小中のつながりというのも感じられると思います。

**〇教育長** 本区では、小中連携ということを推進しているわけで、そういう意味では東京書籍 のように教材が連携しているというか、小中連携につながる一つの視点かなとは思います。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 小中のつながりを意識したページでは、教育出版も1年生の教科書に中学生の道徳が始まると掲載されていましたので、そうした連携にはなっているのかなと思いました。
- **〇教育長** ありがとうございます。

日髙委員。

- **〇日高委員** 同様に学校図書でありますけれども、巻頭に道徳の授業を始めようというのがあります。このページも小中のつながりを意識していると感じます。また、授業の基盤となる学級づくりについてのページもあり、温かい人間関係の上で、考え、議論する道徳科の授業づくりを意識していることがわかるような気がいたします。
- **〇教育長** ここで、小学校では、今年から新しい教科書を使って道徳の授業が始まっているわけですけれども、そのあたり、指導室の学校訪問とか、授業を参観して何か小学校の状況を報告してもらえますでしょうか。

指導室長。

- **〇指導室長** 指導室では、指導室訪問や道徳授業地区公開講座などで、指導主事が授業を観察しております。その中では、教員が、子どもたちが考えるような視点を投げかけたり、教科書を活用して、話し合い活動や役割演技などを取り入れたり、考え、議論する道徳の授業を行ったりしているという様子が見られるということでございます。
- **〇教育長** 小学校でもそういう授業が展開されてきているという話でしたが、いかがでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 先ほど来、小中連携の話、また今、指導室長からも小学校での実態をお話いただいたのですが、若干視点が異なりますけれども、教育出版でちょっと気になる点があったのが、次の学年につながるような連続性のあるまとめ方が見られたと思いました。各学年の終わりで、どんな何年生になりたいか、あるいは中学生であれば、どんな高校生あるいはどんな社会人になりたいかと考えるページがあって、次の時代に希望を持つような進め方というのが配慮されているような印象を持ちました。

以上です。

○教育長 今、小中連携という話で進んだのですけど、私はもう一つ、東京書籍なのですけど も、生徒作文に非常に多いのですね。私は、道徳の授業、中学生の場合、自分の身近な話題と いうのが、生徒にとって考えるとても大事なことではないかな。そういう意味で、東京書籍は 生徒作文を1年生で四つ、2年生で九つ、3年生で四つと、かなり生徒作文を多く扱っている のが特徴なのかな。そういう意味では教育出版とこの学校図書については、生徒作文というの はそれほど多く扱っていない。そんなのが一つ大きな特徴かなと私は思いました。

いかがでしょうか。

日髙委員。

**〇日高委員** 今、教育長から東京書籍の作文が多いと、生徒作文が多いという、それが特徴にもなっているというお話がございました。確かに東京書籍は自己肯定感を意識した教材を各学年で扱っていると感じます。1年生では「『どうせ無理』という言葉に負けない」、2年生では「私は十四歳」、3年では「ぼくにもこんな『よいところ』がある」という教材です。自己肯定感は本区の子どもたちにとって、大変大切にしたいところだと思います。

**〇教育長** 自己肯定感という話が出たのですけれども、ここでもう一度、最初に私が申し上げた、本区の重点課題であるいじめですね。いじめ防止という点でどう扱っているかというところで、ちょっとご意見を伺いたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 いじめの教材については全ての教科書が取り上げていたわけです。ただ、その扱い方はそれぞれ特徴があったかなと感じました。
- **〇教育長** ありがとうございます。いかがですかね。 塚本委員。
- **○塚本委員** 私も冒頭お話したように、一番今回の道徳の教科用図書の採択に際しては、いじめは非常に看過できない問題であるということで、東京書籍に関して申し上げますと、いじめについて1学期の早い時期にユニット設定がされて、重点的に学ぶ用意がされて、工夫されております。と、同時にいじめと向き合うための教材配列がなされているという印象を持ちました。

以上です。

**〇教育長** いかがでしょうか。

大里委員。

- ○大里委員 学校図書と教育出版は東京書籍に比べるといじめの教材の扱いが少ないようなのですが、全ての学年で1学期の早い時期に学べるという点では、3社とも同じです。
- 〇教育長 同じかなと。

天宮委員。

**○天宮委員** 本区の子どもたち、葛飾の子どもたちにはいじめ問題と同様に、生命尊重という 点についてもしっかり学んでほしいと思っております。その点、東京書籍は生命尊重を扱う教 材がほかの会社よりも多くありまして、命の大切さというのを学ぶ機会が多いという点ではい いのかなと思いました。

**〇教育長** ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

調査委員会の報告書、それから検討委員会の報告。それから各学校の意見というようなことも我々としては聞いていて、そういった意見の中で、肯定的な意見がどういうところが多かったのかなという視点。それから小中連携やいじめ、今、出た生命尊重、こういったことも本区にとってはとても大事なことだと思います。そういったことを皆さんの今、ご意見を総合的に判断すると、東京書籍を支持する声が非常に多かったかなと思いますので、東京書籍を採択しようと思いますが、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、以上で、平成 31 年度「特別の教科 道徳」の中学校教科用図書が採択されました。ここで採択する発行社名を確認します。

指導室長、採択結果の確認をお願いします。

指導室長。

**〇指導室長** それでは、平成31年度中学校における「特別の教科 道徳」の採択教科用図書の発行社を確認させていただきます。「特別の教科 道徳」は東京書籍。

以上でございます。

**〇教育長** ありがとうございました。採択教科用図書の発行社は以上のとおりでございます。 採択理由一覧表については、これまでの審議を踏まえ、事務局におきまして作成することでよ ろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

**〇教育長** 異議なしということでございますので、事務局において作成をお願いしたいと思います。

以上で、平成31年度使用「特別の教科 道徳」中学校教科用図書の採択審議を終了いたします。

指導室長。

**〇指導室長** 続きまして、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用 図書につきまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償処置に関する法律施行令第15条に規定 する同一教科用図書を採択する期間、4年が除外され、毎年採択替えを行うことができるとなっております。したがいまして、教育委員会は平成31年度に使用する特別支援学級の一般図書 について採択替えを行うことになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ○教育長 次の審議に入ります。平成 31 年度使用特別支援学級教科用図書の採択の審議に入ります。

別紙2、平成31年度使用教科用図書採択一覧表(小学校特別支援学級用)及び別紙3、平成31年度使用教科用図書採択一覧表(中学校特別支援学級用)についてご意見はございませんでしょうか。

日髙委員。

- **〇日高委員** まず、学校教育法施行規則といいますか、教育法の附則第9条、教科用図書では 小学校及び中学校の特別支援学級設置校において、各学校が調査・研究をし、校長が責任を持 って報告したものであると認識をしています。児童・生徒の障害の種類、あるいは程度、能力、 特性にもっともふさわしい内容のものであるので、これでよろしいと思います。
- ○教育長 ほかにご意見はございませんか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。平成31年度使用教科用図書採択一覧表(小学校特別支援学級用) 及び平成31年度使用教科用図書採択一覧表(中学校特別支援学級用)につきましては、一覧表 に記載されている図書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしということでありますので、この一覧表のとおり平成31年度使用教科用図書採択一覧表(小学校特別支援学級用)及び平成31年度使用教科用図書採択一覧表(中学校特別支援学級用)を採択することに決定いたしました。

指導室長。

**〇指導室長** 続きまして、平成31年度使用教科用図書(小学校・特別支援学校用)の審議をお願いいたします。

小学校では、平成 26 年度に採択をいたしました。31 年度は引き続き同一の教科用図書を使用することになるかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 平成 31 年度使用教科用図書(小学校・特別支援学校用)につきましては、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなされたため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなっております。そこで、別紙 4、平成 31 年度使用教科用図書検定教科書採択一覧表(小学校・特別支援学校用)のとおり採択することになりますが、ご意見がありましたら、お願いします。

大里委員。

- ○大里委員 小学校では、この一覧表の教科書を使って授業を行い十分に活用されていると聞いておりますので、したがいまして、引き続きこの一覧表にある教科用図書を採択することでよろしいと考えます。
- **〇教育長** そのほか何かご意見ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。別紙4、平成31年度使用教科用図書検定教科書採択一覧表(小学校・特別支援学校用)につきましては、一覧表に記載されている図書を採択することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

**〇教育長** 異議なしということでありますので、この一覧表のとおり平成31年度使用教科用図 書検定教科書(小学校・特別支援学校用)を採択することに決定いたしました。

指導室長。

- **○指導室長** 続きまして、平成31年度使用教科用図書(中学校用)の審議をお願いいたします。 中学校では平成27年度に採択をいたしましたので、31年度は引き続き同一の教科用図書を使用することになっております。ご審議のほどお願いいたします。
- **○教育長** それでは、平成 31 年度使用教科用図書(中学校用)につきましては、27 年度に採択替えが行われ、31 年度については、同一の教科用図書を採択することとなっています。そこで、別紙 5、平成 31 年度使用教科用図書採択一覧表(中学校用)のとおり採択することになりますが、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

塚本委員。

- **○塚本委員** 中学校におきましても別紙の一覧表のとおりの教科書を使って授業を行い、十分に活用されていると聞いております。したがいまして、引き続き一覧表にある教科用図書を採択することでよろしいと考えております。
- **〇教育長** ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。別紙 5、平成 31 年度使用教科用図書採択一覧表(中学校用)につきましては、一覧表に記載されている図書を採択することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇教育長** 異議なしということでございますので、一覧表のとおり平成 31 年度使用教科用図書 (中学校用) を採択することに決定いたしました。

以上で平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択につきましては、全て審議を終了 いたしました。

今回の議案にかかわる審議につきましては、別紙参考資料のとおり、教科用図書の採択に関する検討委員会の報告書、会議録などは公正確保の観点から、東京都教育委員会に報告する8月31日まで時限秘としたいと思います。ただし、採択結果につきましては、区民の関心も高いことから、教育委員会終了後、一覧が作成され次第公表したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**〇教育長** 異議なしということでありますので、事務局においてはよろしくお願いしたいと思

います。またご出席の皆さんにおかれましても、この点にはご承知おきいただき、ご配慮くださいますようお願いいたします。

指導室長。

**○指導室長** ただいまの決定によりまして、まずは本日の採択結果につきましては、別紙1にあります平成31年度使用教科用図書採択一覧表に採択結果を記入いたしまして、それを即日公表させていただきます。また別紙などの資料につきましては、東京都教育委員会に報告後、また事務処理が終了しましたところで、9月1日以降、教育委員会事務局及び区政情報コーナーにおいて公表したいと考えております。また教育委員会の会議録につきましては、多少時間をいただきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

**〇教育長** ただいま指導室長から本日の採択結果以外の文書の公表につきまして説明がございました。この取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**〇教育長** 異議なしということでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項1「葛飾区教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針について」お願いします。 指導室長。

**〇指導室長** 「葛飾区教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針について」報告をいたします。まず1枚目をごらんください。ことし3月に策定されましたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」それと4月に策定された「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、本方針を策定いたしました。

まず概要を説明させていただきます。本方針につきましては、2の方針内容のように構成されております。内容は主に五つからできておりまして、まず(1)です。「適切な運営のための体制整備」についてですが、各学校の運動部に係る活動方針、年間や毎月の活動計画の作成とホームページへの掲載を義務づけております。また、部活動地域指導者の委嘱と研修の実施について規定しております。(2)の「合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取組み」においては、顧問による生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶の徹底と見守り体制の徹底について規定しております。(3)の「適切な休養日等の設定」では、休養日と活動時間について規定しております。(4)「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」では、生徒のニーズに応じた活動ができる部活動の設置や、複数校での合同部活動の取り組みについて規定しております。(5)の「学校単位で参加する大会等の見直し」では、校長が大会等に参加する生徒の教育上の意義や負担を考慮するように規定してございます。

次に何点かポイントとなる部分について説明をいたします。 1 枚おめくりいただけますでしょうか。まず、本方針の策定の趣旨でございます。上の四角囲みの中に、「生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること」としてございます。

続きまして、2ページの下のほうを見ていただけたらと思います。全ての運動部活動を行う 生徒の見守り体制でございます。特に以下の事項を徹底することとして、四角囲みの中に記載 をしてございます。1の運動部活動中、運動部顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導するこ とを原則とするということを規定してございます。また、2に運動部顧問がやむを得ず直接活 動に立ち会えない場合には、他の教員及び部活動地域指導者と連携・協力して全ての部活動生 徒を見守り、事故等を見逃さない体制をとることと規定いたしました。

次に、3ページの下のほうをごらんいただけたらと思います。「3 適切な休養日等の設定」についてでございます。こちらはスポーツ庁や東京都教育委員会の方針を踏まえて作成しております。休養日については、学期中は週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り返るということ。1枚めくっていただけますでしょうか。活動時間についてですけれども、「1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う」と規定いたしました。

最後にこれまでの取り組みと今後のスケジュールでございます。1枚目の下のほうをごらんいただけますでしょうか。本日の教育委員会にて報告後、8月30日に、正副校園長会がございまして、そこで報告した上、各学校に通知を行います。9月1日から実施といたしますけれども、9月4日の校園長会で周知徹底を図りまして、9月中旬を目途に各校のホームページに掲載できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

- ○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。いかがですか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 この地域と連携の中で、9月からやるとなりますと、例えば区の指導員とか、そういう体制で安全性を図るわけですよね。そうすると今年度の中では、そういう予算処置しなくてはいけない。人の配置がないと体制をつくれないのですけれども、来年度からなら来年度予算でできるのでしょうけど、9月からの場合に、そうした人の配置をするための予算処置とか、そういうのはどのようになるのでしょうか。

地域教育課長。

○地域教育課長 今、部活動地域指導者の配置については、1月当たり25時間を上限ということで、要綱に基づいて運用しているところです。したがいまして、謝金のお支払いについても25時間をめどということになっています。ただしこの在り方を施行することによりまして、休養日等を設けることとなっておりますが、月の活動時間にすると44時間ということになりまして、活動の時間数がふえるわけでございます。したがって予算は25時間を前提としておりますので、当然不足が見込まれることになります。不足分につきましては、各課に教育委員会に部として配当されたお金の中から、必要な経費を流用しながら、適切な支出をしていきたいと考えているところでございます。また、部活動の指導員の数につきましては、現在、24校におおむね必要数を確保しているところでございますので、あとは予算執行の問題ということで、流用により対応で賄えると考えているところでございます。

**〇教育長** 齋藤委員。

○齋藤委員 来年度予算については、また別の考え方できちっと体制をつくることができるということでいいのですか。

地域教育課長。

○地域教育課長 来年度につきましては、また新たに教員の働き方改革が、考え方を精査していく中で、そちらと合わせまして必要となってくる地域指導者の数。それをまた確保した上で必要な予算を当初予算に計上していくという手続を踏んでいく考えでございます。

以上です。

**〇教育長** そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいまご提案いただきました在り方に関する基本方針、私どもの教育の興味深いところがございます。知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むということは、次代の価値を担う生徒たちにとっては非常に大切なことであろうと思いますし、葛飾教育プランの考えでございます2014、既に5年も経過したのですけれども、学力とともに体力の向上は非常に大切だなと実感いたしました。今、冒頭にもございましたように、他方で社会情勢となってございます。教員方の働き方の改革も十分に有意して、地域指導員も非常に有効な活用という部分も留意をして、あくまでも主役が子どもであり、また次代を担う子どもたちのためにいい方向が出るということを要望いたします。

**〇教育長** ありがとうございます。よろしいですか。要望ということで。その点を意識してと。 そのほかいかがでしょうか。

日髙委員。

**〇日高委員** 学校の働き方改革をしていこうということで、望ましい方向だと思います。そういう中で、人材を各学校に部活動等で導入するわけですけれども、その品位といいましょうか、

ふさわしい方をぜひ各学校に配置できるように工夫をいただきたい。これは今、スポーツ界が 非常に揺れていまして、いろいろなことで問題にもなっていますし、スポーツに限らずの部分 もあるかと思います。いずれにしてもそうした人材を各学校に配置する場合については、確実 な立派な方を選ぶような努力を区もご協力いただきたいし、各学校もそのように工夫をいただ きたいと、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

- **〇教育長** 地域教育課長。
- ○地域教育課長 ご意見ありがとうございます。本区の場合、平成 14 年度から地域指導者の方にお力添えをいただいておりますけれども、その前提となっておりますのは、葛飾区体育協会と教育委員会がタイアップをして、地域指導者の方を派遣していただいているような形になっています。また今後も体育協会の皆様方のお力添えをいただきながらの制度の運用となります。ご指摘を踏まえて、十分私ども踏まえまして体育協会と連携して当たっていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 そのほかいかがですか。

天宮委員。

**○天宮委員** 今の学校の部活動に関しては、教師の労働時間の負担とかそういう面もあります し、または生徒の事故だとかハラスメント的なもの。そういう二つ問題があって、なかなか学 校側、校長としても難しいところだと思うのですけれども、その中でこのように方針を出すと いうのは大変有意義なことだなと思っております。

感想です。

- **〇教育長** ありがとうございます。よろしいですか。 大里委員。
- ○大里委員 家庭にとりましても、やはり子どもたちの安全が一番、安全に活動してほしいと思います。教員や地域の指導者の方が必ず立ち会ってくださるということは安心が生まれると思います。ただ、活動日数や時間が減ることについては、賛否があるかなと思いました。部活動の時間が少なくなった分、学習時間がふえるというふうにつながってくれればいいなと、家庭としてもそこは気にかかるところではないかとは思います。
- **〇教育長** よろしいですか。

中学校の教員の努力というのも忘れてはいけないなと私は思いますけれどもね。 そのほかいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで報告事項1については終了いたします。 そのほか何かございませんか。よろしいですか。 それではこれをもちまして、平成30年教育委員会第8回定例会を終了いたします。 ありがとうございました。

閉会時刻11時05分